

職業紹介事業者向け講習会 職業紹介事業の適正な運営のために

山形労働局 職業安定部 需給調整事業室



目次

1 はじめに

2 需給調整事業室との関わり

- (1) 今後発生する手続き等
 - ①許可有効期間の更新 …P.3
 - ②変更届等 …P.4
 - ③事業報告 …P.5
 - ④人材サービス総合サイト …P.6
- (2) 指導監督等 …P.7

3 職業紹介事業の概要

- (1) 労働者派遣事業とは …P.7
- (2) その他の労働力需給調整システム …P.9

4 職業紹介事業の運営

- (1) 職業紹介事業の流れ …P.11
- (2) 許可証の取扱い …P.12
- (3) 業務の運営に関する規程等の備え付け …P.14
- (4) 求人不受理等の取扱い …P.15
- (5) 禁止事項 …P.16
- (6) 取扱職種の範囲等の明示 …P.18
- (7) 個人情報取扱 …P.19
- (8) 労働条件等の明示 …P.21
- (9) 求人等に関する的確表示義務 …P.22
- (10) 手数料 …P.23
- (11) 備えるべき帳簿類 …P.25
- (12) 職業紹介事業者間の業務提携 …P.27
- (13) 国外にわたる職業紹介 …P.29
- (14) 有害業務に係る求人広告への対応 …P.31

1. はじめに

- ・ 職業紹介を行うに当たっては、遵守すべき様々なルールがあり、労働局（厚生労働省）への提出物や帳簿の作成だけでなく、求人者や求職者に対しての果たすべき責務も含まれます。
- ・ 本日の内容は、全てのルールを網羅できるものではありません。
- ・ 今後も下記資料などを参考に職業紹介事業への理解を深め、適正な事業運営をお願いいたします。

○ 職業紹介事業パンフレット-許可・更新等マニュアル-

- ・ 職業紹介事業を始めるにあたっての手続きや運営上の留意点をまとめたパンフレット。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116946.html>

○ 職業紹介事業の業務運営要領

- ・ 職業紹介事業のルールや手続きをまとめた文書。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>

○ 職業紹介事業関連資料集

- ・ 山形労働局で作成している職業紹介事業関連書類の見本集。

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/antei/anteika_00010.html

2. 労働局との関わり

(1) 今後発生する手続き等

① 許可有効期間の更新

有効期間満了後も引き続き職業紹介事業を行う場合は、許可有効期間の更新申請を行う必要があります。

・ 許可有効期間について

有料職業紹介事業者・・・3年（更新後は5年）

無料職業紹介事業者・・・5年

・ 提出期限

有効期間満了日の3か月前まで **(必着)**

・ 更新のための要件

新規許可取得時と同じ。特に下記2点に注意が必要。

資産要件：基準資産額（※）＝350万円 × 更新事業所数

責任者：職業紹介責任者が有効期間満了日前5年以内に講習を受講

届出事項：届出事項に変更がある場合、更新前に変更が必要となる

※基準資産額とは・・・

貸借対照表における資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額のこと。

基準となるのは、更新申請時点における直近の決算書類であるため、許可有効期間の更新が近い場合は注意が必要。

2. 労働局との関わり

(1) 今後発生する手続き等

②変更届等

申請内容に変更があった場合は労働局への届出が必要です。

変更があった場合に届出が必要な事項	提出時期
<ul style="list-style-type: none">・ 事業者の氏名又は名称・ 事業者の住所・ 代表者の氏名・ 代表者の住所・ (代表者以外の) 役員の氏名・ (代表者以外の) 役員の住所・ 事業所の名称・ 事業所の所在地・ 事業所の廃止・ 兼業の種類及び内容・ 取扱職種、取扱地域・ 取次機関	当該事実のあった翌日から起算して 10日以内 登記事項証明書を添付する場合の変更の届出は30日以内
<ul style="list-style-type: none">・ <u>事業所の新設</u> <div data-bbox="712 938 1249 1129" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><p>役員や責任者に関する変更が漏れることが多いです。ご注意ください。</p></div>	当該事実のあった翌日から起算して 10日以内 事業開始の1か月前までに管轄労働局へ相談するのが望ましい
<ul style="list-style-type: none">・ 職業紹介責任者の氏名・ 職業紹介責任者の住所	当該事実のあった翌日から起算して 30日以内
<ul style="list-style-type: none">・ 許可証の紛失	速やかに
<ul style="list-style-type: none">・ 届出制手数料の内容	事前に

2. 労働局との関わり

(1) 今後発生する手続き等

③事業報告

職業紹介事業者は、事業所ごとに、事業報告書を作成し、事業主を管轄する労働局に提出する必要があります。

- **提出書類**

職業紹介事業報告書（様式第8号）

- **報告対象となる期間および内容**

報告の前年度（4月～3月）1年間の実績など

- **提出期限**

毎年4月30日 **（必着）**

※期限まで提出がない場合、是正指導や行政処分の対象となります。

- **報告の必要がある事業者**

全職業紹介事業者

※前年度に紹介実績等がない場合でも、提出が必要です。

2. 労働局との関わり

(1) 今後発生する手続き等 (令和7年4月一部追加)

④人材サービス総合サイトでの情報提供

厚生労働省職業安定局
人材サービス総合サイト

職業紹介事業詳細

令和5年2月1日現在

許可・届出登録番号: 06 ヌXXXXXX
 許可届出受理年月日: 平成▲年▲月▲日
 事業主名称: 株式会社▲▲▲▲▲
 事業所名称: 株式会社▲▲▲▲▲ ■■■支店
 事業所所在地: 山形県 山形市○○○
 電話番号: ●●●-●●●●-●●●●
 取扱業種: 金銭種
 取扱業種の範囲等: 取扱業種: 国内、ベトナム社会主義共和国
 その他: 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき、就労目的の在留が認められる外国人にかかる職業紹介
 併設とする職種: 無
 参考情報 (得意種別等): 無
 手数料: 有
 返戻金制度: 有

備考

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項 (情報提供)」

届出登録年度	就業者		4ヶ月未満有期 (人日)	解業者数 (無期雇用のうち就職後6ヶ月以内) (人)	解業者が利用せず (無期雇用のうち就職後6ヶ月以内) (人)
	4ヶ月以上有期及び無期 (人)	4ヶ月以上有期及び無期 うち無期 (人)			
令和02年度	20	0	134	0	0
令和03年度	40	20	196	5	0
令和04年度	0	0	0	0	0
令和05年度	60	60	0	40	0
令和06年度	40	12	2,185	1	0
令和07年度	80	37	968	-	-

職業紹介事業の運営「法第32条の16 第3項に関する事項 (情報提供) その②」

取扱業種の解種	手数料実績率・額
034 一般事務・総務・受付	令和07年度 21.9%
074 機械組立工	令和07年度 27.4%
079 機械操縦工	令和07年度 24.0%
095 荷役・運送作業員	令和07年度 19.6%

取扱業種の職種別の手数料実績率および離職率

取扱業種の職種	手数料実績率又は額	離職率
7. 施設紹介の職業	令和07年度 30.0%	-

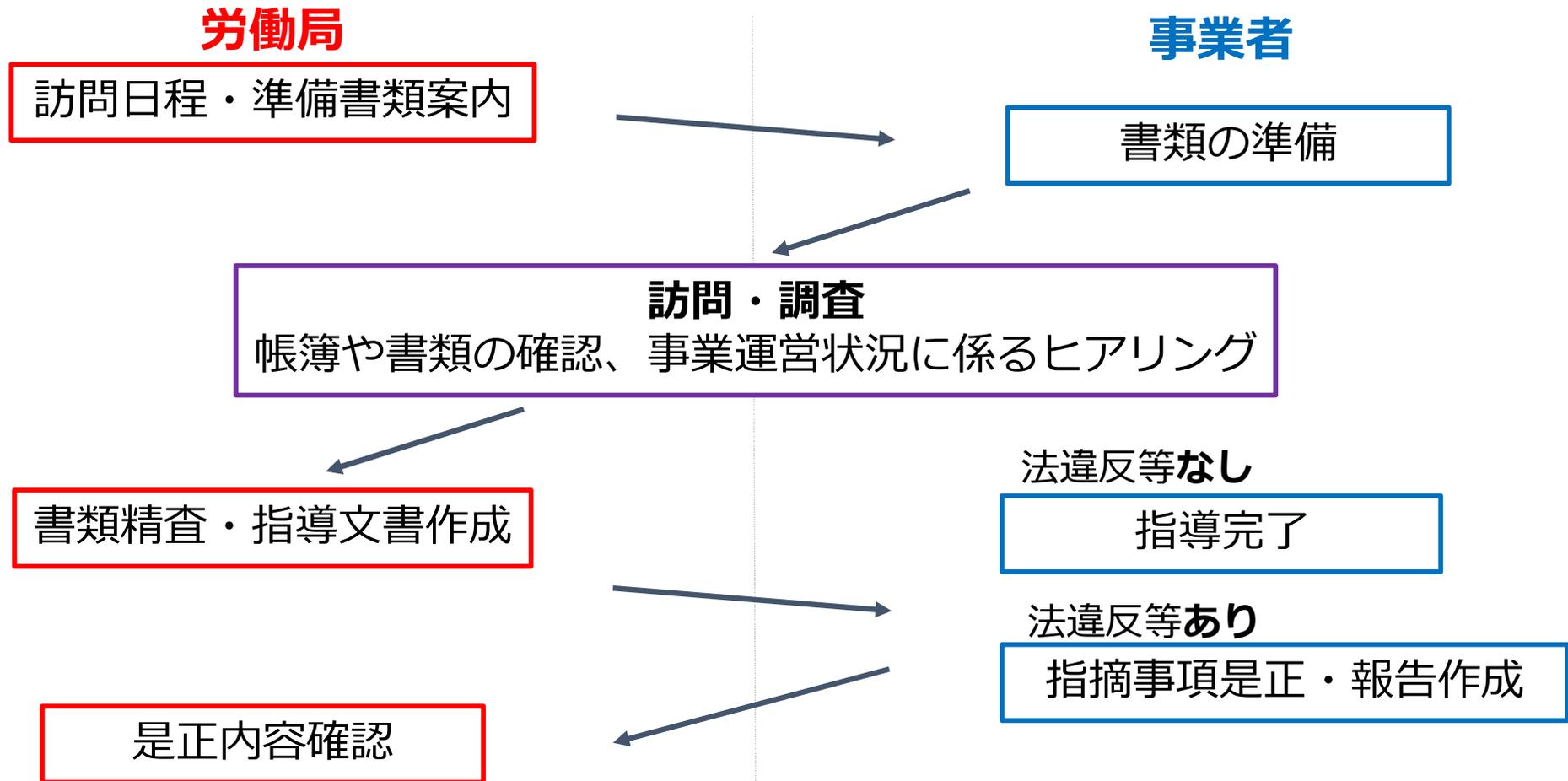
掲載事項	
①	手数料・返戻金に関する事項
②	各年度ごとの就職者数
③	②のうち無期雇用就職者数
④	③のうち6か月以内に離職した者の数(解雇除く)
⑤	③のうち6か月以内に離職したか否か不明な数
⑥	前年度の「常用就職」上位5職種の職種ごとの平均手数料率 (実績10件以下は掲載不要)

掲載時期	
①	その時点における情報(変更あれば速やかに)
②③⑥	4月中 に、前年度(4~3月)の実績
④⑤	10~12月 に、前年度就職者の離職状況

実績なしでも掲載が必要です。

2. 労働局との関わり

(2) 指導監督の流れの一例



**指導監督は、紹介実績の有無にかかわらず行います。
法違反の内容によっては、行政処分や刑罰の対象となります。
帳簿や書類等は提出可能なコピーをご用意ください。**

3. 職業紹介事業の概要

(1) 職業紹介事業とは

職業紹介事業とは、**求人**及び**求職**の申込みを受け、求人者と求職者との間における**雇用関係**の成立を**あっせん**すること。（職業安定法第4条第1項）



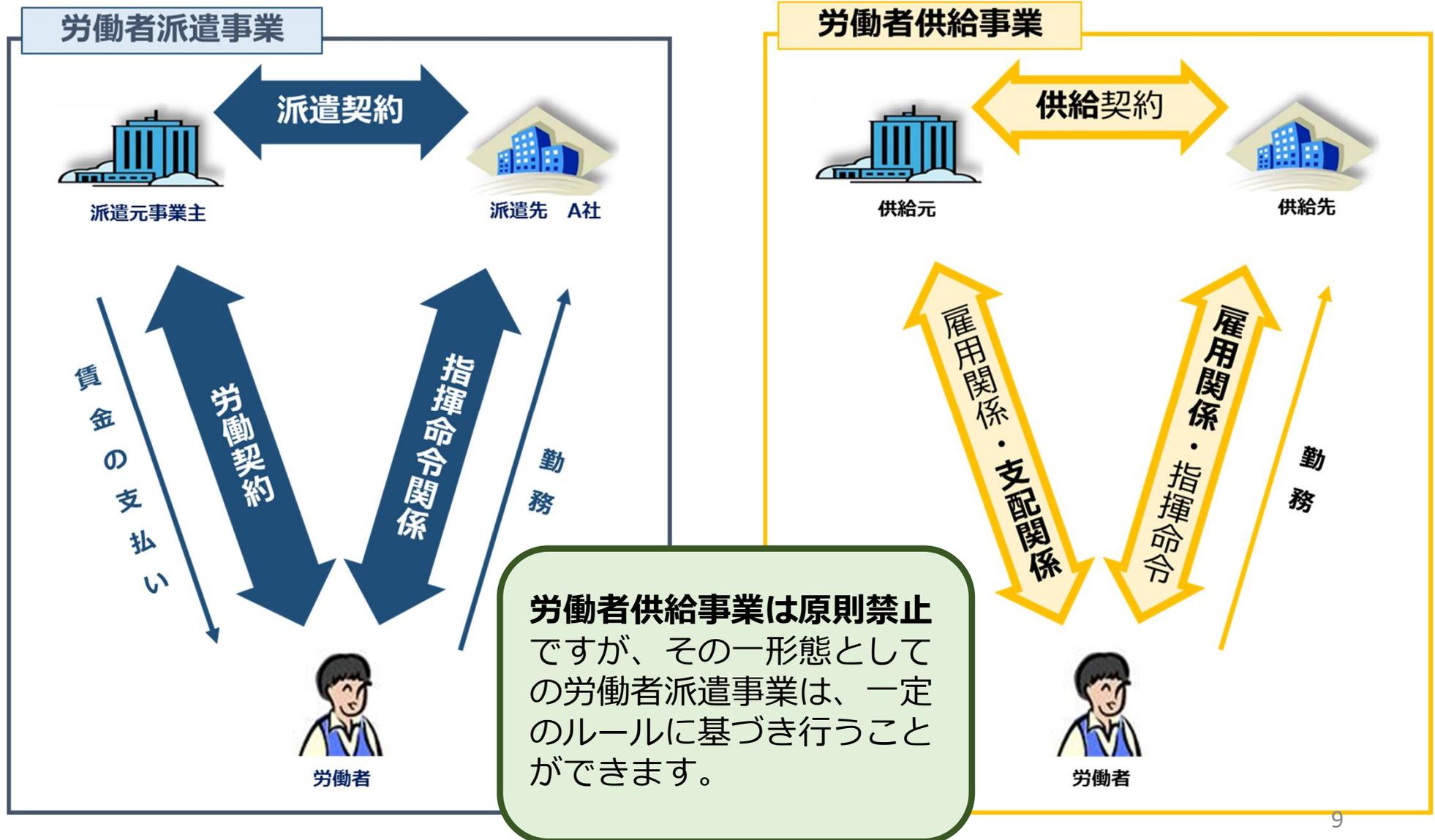
用語の定義

用語の定義	
求人	報酬を支払って自己のために労働力の提供を求めること
求職	報酬を得るために自己の労働力を提供して職業に就こうとすること
雇用関係	報酬を支払って労働力を利用する使用者と、労働力を提供する労働者との間に生じる使用・従属の法律関係
あっせん	求人者と求職者との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として世話をすること。

3. 職業紹介事業の概要

(2) その他の労働力需給調整システム

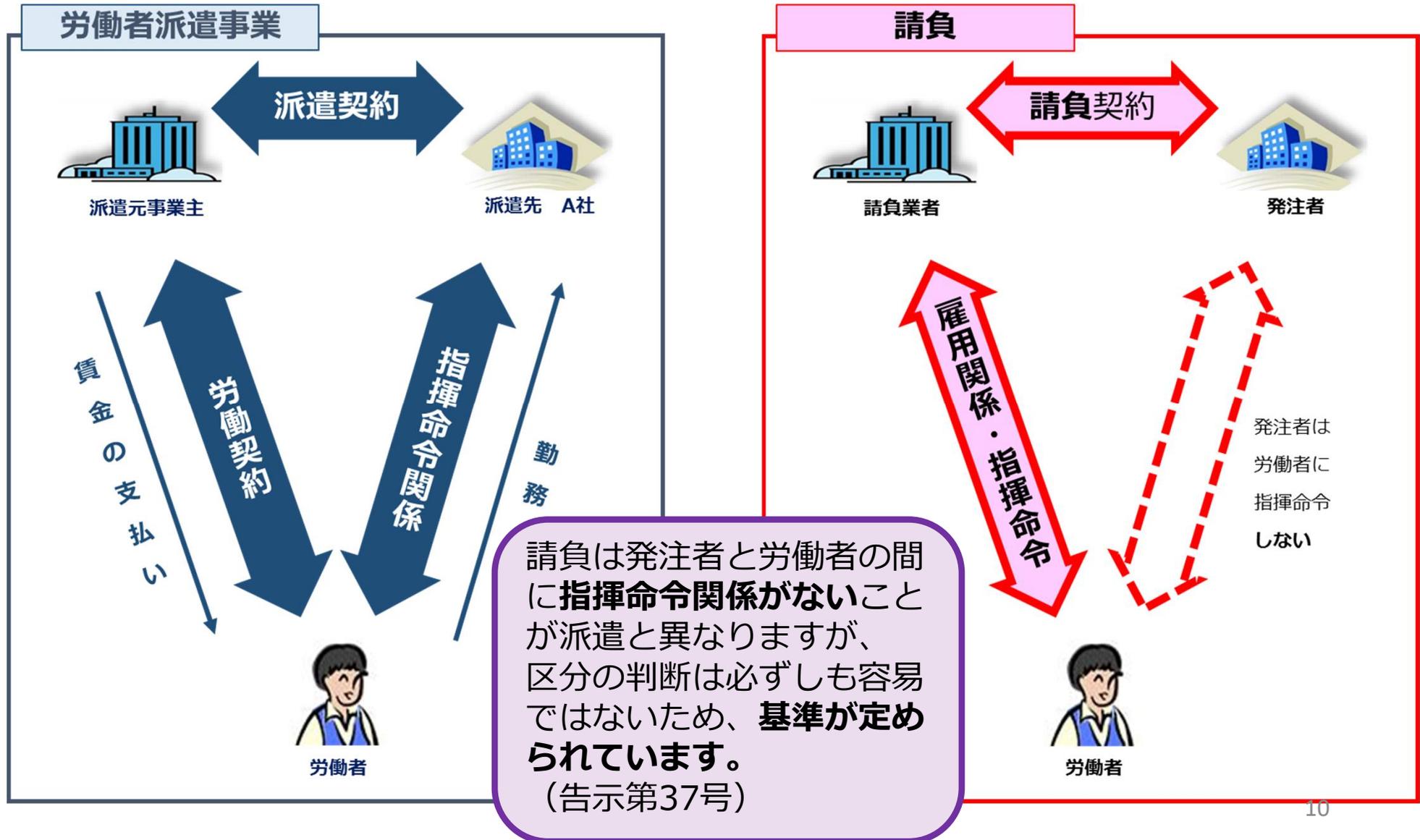
①労働者派遣事業と労働者供給事業



3. 職業紹介事業の概要

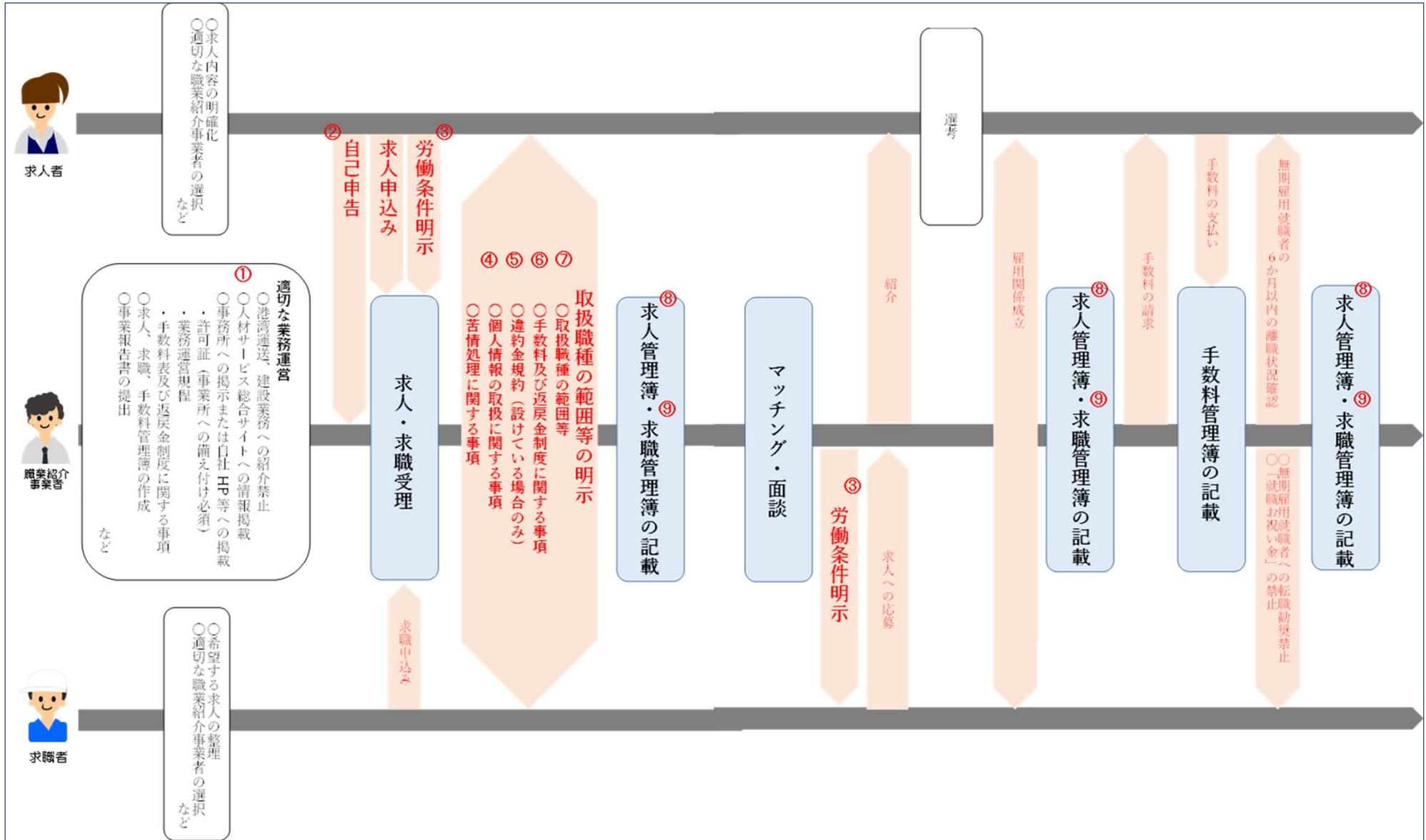
(2) その他の労働力需給調整システム

①労働者派遣事業と請負



4. 職業紹介事業の運営

(1) 職業紹介事業の流れ



各書類の記載例は「職業紹介事業関係資料集」をご覧ください。

4. 職業紹介事業の運営

(2) 許可証等の取扱い

① 許可証

許可番号06-ユ-〇〇〇〇〇〇〇〇
許可年月日 令和〇年〇月〇日

有料職業紹介事業許可証

株式会社▲▲▲▲
山形県山形市〇〇〇

上記の者は職業安定法第30条第1項の
許可を受けて・・・証明する。
令和■年■月■日
厚生労働大臣 ●● ●●

記

1. 取扱職種の範囲等
2. 事業所の名称所在地
3. 許可の有効期間

- 許可証は、事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示します。
- 許可証を亡失した場合又は許可証が滅失した場合は、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければいけません。
- 許可有効期間を更新した場合、新たな許可証は旧許可証と引き換えに交付します。

4. 職業紹介事業の運営

(2) 許可証等の取扱い ② 許可条件通知書

令和■年■月■日

有料職業紹介事業許可条件通知書

株式会社▲▲▲▲ 殿
厚生労働大臣 ●● ●●

令和○年○月○日付け許可番号06-ユ-
○○○○○○の許可は下記の理由により許
可条件を付して行う。
(許可条件)

1. . . .
2. . . .
3. . . .
4. . . .
5. . . .
6. . . .
7. . . .
(理由)

1. . . .

- 許可には条件があり、許可条件通知書に記載されています。
- 許可条件は事業者の禁止事項や遵守すべき事項であり、下記事項が主なものです。
 - ・ 児童の紹介の禁止
 - ・ 貸金業や質屋業を兼業する場合のこと
 - ・ 事業所数
 - ・ 特定の求人者に限った事業の禁止
 - ・ 業務提携を行う際の遵守事項
 - ・ 国外にわたる紹介を行う際の遵守事項
 - ・ 法33条の6の規程による勧告の遵守
 - ・ 面談等の場所の確保に関する措置
 - ・ 転職勧奨の禁止
 - ・ 求職申込み勧奨の禁止
- 許可有効期間更新の際は、許可証と同様に許可条件通知書も引き換えとなります。

4. 職業紹介事業の運営

(3) 業務の運営に関する規程等の備え付け (令和6年4月変更)

有料職業紹介事業者は、「**人材サービス総合サイト**」とは別に、下記のとおり情報提供を行う必要があります。

情報提供が必要な事項	情報提供の方法
手数料表	書面を、事業所内の一般の閲覧に便利な場所へ掲示する。
返戻金制度に関する事項を記載した書面	または
業務の運営に関する規程	自社のホームページ上の、求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなどの、閲覧に便利な場所に掲載する。

無料職業紹介事業者は、上記の措置が不要となります。

4. 職業紹介事業の運営

(4) 求人不受理等の取扱い (令和2年3月追加)

職業紹介事業者は、事業所の「取扱職種の範囲等」の範囲内において、**求人**の**申込みを全て受理しなくてはならない**が、下記の場合は求人の申込みを受理しないことができます。

- ① 求人の内容が法令に違反するとき
- ② 求人の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適當であるとき。
- ③ 求人者が、求人の労働条件を明示しないとき。
- ④ 求人者が、一定の労働関係法令に違反しているとき。
- ⑤ 求人者が次に掲げるいずれかの者であるとき。
 - ・ 暴力団員
 - ・ 法人であって、その役員のうち暴力団員があるもの
 - ・ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ 求人者が、職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかったとき。

求人者が上記①～⑤に該当しないことを確認するため、職業紹介事業者は、求人の申込みごとに、**求人者に対し自己申告を求める**必要があります。

4. 職業紹介事業の運営

(5) 禁止事項

職業紹介事業における禁止事項のうち、代表的なものを確認します。

- **「港湾運送業務」「建設業務」に就く職業の紹介禁止**

有料職業紹介事業者は「港湾運送業務」「建設業務」に就く職業の紹介ができない。無料職業紹介事業者の場合は、制限なし。

- **労働者の募集及び採用における年齢制限の禁止**

労働施策総合推進法により労働者の募集及び採用について年齢制限を設けることは禁止されている。合理的な理由があつて例外的に認められる場合に該当するときは、理由等を適切に提示する。

- **差別的な取扱の禁止**

全ての利用者に対して、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱をしてはならない。

- **労働争議に対する不介入**

同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所には紹介できない¹⁶

4. 職業紹介事業の運営

(5) 禁止事項

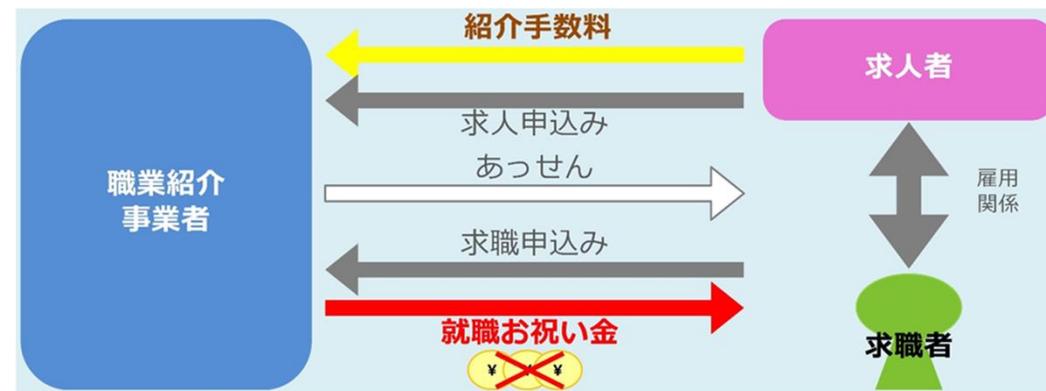
職業紹介事業における禁止事項のうち、代表的なものを確認します。

- **転職勧奨の禁止** (令和7年1月許可条件に追加)

職業紹介事業者は、その紹介により無期雇用として就職した者に対し就職した日から2年間、転職の勧奨を行ってはならない。

- **求職の申込み勧奨の禁止** (令和7年1月許可条件に追加)

「お祝い金」等の名目で、求職者に社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭などを提供することで、求職申込みの勧誘を行ってはならない。



4. 職業紹介事業の運営

(6) 取扱職種等の範囲等の明示 (令和7年4月変更あり)

○職業紹介事業者は、次のとおり、取扱職種等の範囲等について明示を行う。

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 株式会社▲▲▲▲▲▲▲▲支店 許可番号 (06-ユ-×××××)

●取扱職種の範囲等 取扱職種 ▼▼▼▼ 地域 □□□□

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の % (または 円) 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の % (または 円) 手数料負担者は 求人者 とします。

・求人者からは手数料は徴収いたしません。
求人者から徴収する手数料のみならず求職者から徴収する手数料についても明示が必要

届出制手数料表届出書(又は変更届)を届出した場合、当該届出書等に添付した手数料表の内容を全て記載する。

●苦情の処理に関する事項

・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。
苦情申出先: 職業紹介責任者 ◊◊◊◊ 連絡先(△△△△)△△-△△△△

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

第1条 個人情報の取り扱う事業所内の職員の範囲は◆◆◆課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

●返戻金制度に関する事項

・当事業所は返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の一部又は一部を返戻する制度)を設けています。詳細は別紙のとおりです。別紙を添付する返戻金制度を設けることが望ましいが、設けていない場合にはその旨記載すること

●違約金に関する事項 (違約金の定のある場合)

	有料	無料
明示事項	<ul style="list-style-type: none"> ①取扱職種の範囲等 ②手数料に関する事項 ③苦情処理に関する事項 ④求人者の情報 ⑤求職者の個人情報の取扱いに関する事項 ⑥返戻金制度に関する事項 ⑦違約金規約(ある場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ①取扱職種の範囲等 ②苦情処理に関する事項 ③求人者の情報 ④求職者の個人情報の取扱いに関する事項
時期・方法	<p>求人申込み、求職申込みを受理したあと速やかに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面の交付 ・ファクシミリを利用する(希望がある場合) ・電子メール等を利用する(希望がある場合) <p>のいずれかの方法により明示を行う。</p>	

○求人者、求職者がファクシミリや電子メール等の利用を希望するかは申込みの受理と同時に確認ができる。

4. 職業紹介事業の運営

(7) 個人情報の取扱い (令和4年10月変更)

① 個人情報の収集、保管及び使用

- 求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を明らかにしなくてはなりません。

×	・「職業紹介のために使用します」とのみ表示
○	・「職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します」と表示。 ・「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。 ・「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します」と表示。

※書面の交付・掲示やメールの利用、ウェブサイトへの掲載などの方法による

- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、思想及び信条、労働組合への加入状況についての個人情報は収集できません。
- 個人情報を収集する際は、本人より直接収集、又は本人の同意の下で本人以外から収集する等、適法かつ公正な手段を用います。
- 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られます。

4. 職業紹介事業の運営

(7) 個人情報の取扱い

②個人情報の適正な管理

- 個人情報の保管、使用について次の事項に係る適切な措置を講ずるとともに、求職者からの求めに応じて、当該措置の内容を説明します。
 - ・ 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
 - ・ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置
 - ・ 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
 - ・ 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置
- 求職者の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、正当な理由なく他人に知られることのないよう厳重な管理を行います。
- 個人情報の適正管理に関する規程を作成し、自らこれを遵守し、かつその従業員にこれを遵守させます。
- 本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはいけません。

③個人情報の保護に関する法律の遵守

4. 職業紹介事業の運営

(8) 労働条件等の明示 (令和6年4月変更あり)

タイミング	原則として、 求職者と最初に接触する時点までに
方法	次のいずれかの方法による。 <ul style="list-style-type: none">・ 書面の交付・ ファクシミリや電子メール等を利用する (希望がある場合)
内容	<ul style="list-style-type: none">① 業務の内容 (<u>労働契約期間内における変更の有無と範囲</u>も)② 労働契約期間の定めの有無、定めありの場合の契約期間③ 試用期間の有無、有りの場合の試用期間 試用期間中と後で業務内容等が違ふ場合はその内容も④ 有期労働契約を更新する場合の基準 (<u>通算期間</u>や<u>更新上限回数</u>含む)⑤ 就業場所 (<u>労働契約期間内における変更の有無と範囲</u>も)⑥ 始業及び就業の時刻、時間外労働の有無 休憩時間、休日⑦ 賃金 (賃金形態、基本給、定額的な手当、通勤手当、昇給も)⑧ 健康保険、厚生年金、雇用保険の適用に関する事項⑨ 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称⑩ 労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合は、その旨⑪ 就業場所における受動喫煙防止措置⑫ 固定残業代を採用する場合の金額や計算方法等⑬ 裁量労働制を採用する場合は、その旨

4. 職業紹介事業の運営

(9) 求人等に関する的確表示義務等 (令和4年10月変更)

○求人等に関する下記の情報については、的確な表示が義務づけられており、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はできません。

- ① 求人情報
- ② 求職者情報
- ③ 求人企業に関する情報
- ④ 自社に関する情報
- ⑤ 事業の実績に関する情報

○表のとおり情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じます。

いずれも講ずる 必要がある措置	<ul style="list-style-type: none">・情報の提供の中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。・情報が正確、最新でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
いずれかを講ずる 必要がある措置	<ul style="list-style-type: none">・求人者、求職者に定期的に求人情報、求職者情報が最新かどうか確認する。 または・求人情報、求職者情報の「時点」を明らかにする。 <p>※なお、これらの措置は可能な限りいずれも講ずることが望ましい。</p>

○対象となる情報は、新聞・雑誌・ウェブサイト等の広告や、ファックス・電子メール等の連絡手段を通じて提供されるものであり、幅広く対象となります。

4. 職業紹介事業の運営

(10) 手数料

①原則

有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定める種類及び額の手数料並びにあらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づく手数料を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬を受けてはなりません。

②手数料の種類

種類	内容
求人受付手数料	1件710円(免税事業者は660円)。届出不要。上限手数料と併用可能。
求職受付手数料	金額は同上。芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの求職限定。
上限制手数料	紹介後求人者等から徴収する。限度額はマニュアルP.54を参照。
届出制手数料	紹介後求人者等から徴収する。厚労大臣に届け出た手数料表の額まで徴収可能。ただし、不当な差別的取扱や手数料が著しく不当である場合は変更命令が発出される。
求職者手数料	芸能家、モデル、経営管理者、科学技術者、熟練技能者の求職限定。額は上限制と同じ。
常用目的紹介に係る手数料	当初有期雇用契約を締結させ、その後無期雇用契約を締結させることを目的とする場合の紹介に対する手数料。上限制、届出制において設定する。

4. 職業紹介事業の運営

(10) 手数料

③ご留意いただきたいこと

職業紹介事業における手数料の取得に関し届出制手数料を採用した場合、事業者において手数料を設定することが可能となりますが、職業紹介に必要な費用を超えて不当に高額な手数料を徴収する場合があります。このような場合求人者が職業紹介事業者を利用しようとしても、高額な手数料のため職業紹介事業者の利用が困難となってしまいます。

また、職業紹介事業者を利用し人材を確保した場合であっても、職業紹介事業者が求職者に早期に転職の勧奨を行うことがあれば、求人企業からの人材の流出、求人者における繰り返しの紹介手数料の支払いといった事態が引き起こされてしまいます。

職業紹介事業者は、求人者等にとって重要な役割を果たしていることをご理解いただき、手数料やサービスの内容の説明等を十分行い、ユーザーが満足感を持って利用できるよう、求職者の求人企業への定着にご配慮いただくようお願いいたします。

4. 職業紹介事業の運営

(11) 備え付けるべき帳簿類

① 求人管理簿(有効期間終了後2年間保存)

- ・ 求人者の氏名 又は 名称
- ・ 求人者の所在地
- ・ 求人に係る連絡先

求人及び採用選考に関して連絡する際の求人担当者氏名、電話番号等。

- ・ 求人受付年月日
- ・ 有効期間

定めがある場合に記載し、有効期間が終了した都度その旨を記載する。
有効期間があることは事前に求人者に説明する。

- ・ 求人数
- ・ 職種 (変更の範囲は除く)
- ・ 就業場所 (変更の範囲は除く)
- ・ 雇用期間
- ・ 賃金

時給・日給・月給等も記載。下限と上限を記載することもできる。

・ 職業紹介の取扱状況

紹介年月日、求職者氏名、採用不採用の別、採用年月日、無期の場合その旨、
転職勧奨禁止期間(日付～日付)、離職状況(「調査日・調査方法・結果」か
「返戻金の有無」)

4. 職業紹介事業の運営

(11) 備え付けるべき帳簿類

② 求職管理簿(有効期間終了後 2 年間保存)

- ・ 求職者の氏名
- ・ 求職者の住所
- ・ 求職者の生年月日
- ・ 希望職種
- ・ 求人受付年月日
- ・ 有効期間

定めがある場合に記載し、有効期間が終了した都度その旨を記載する。
有効期間があることは事前に求職者に説明する。

・ 職業紹介の取扱状況

紹介年月日、求職者氏名、採用不採用の別、採用年月日、無期の場合その旨、
転職勧奨禁止期間(日付～日付)、離職状況(「調査日・調査方法・結果」か
「返戻金の有無」)

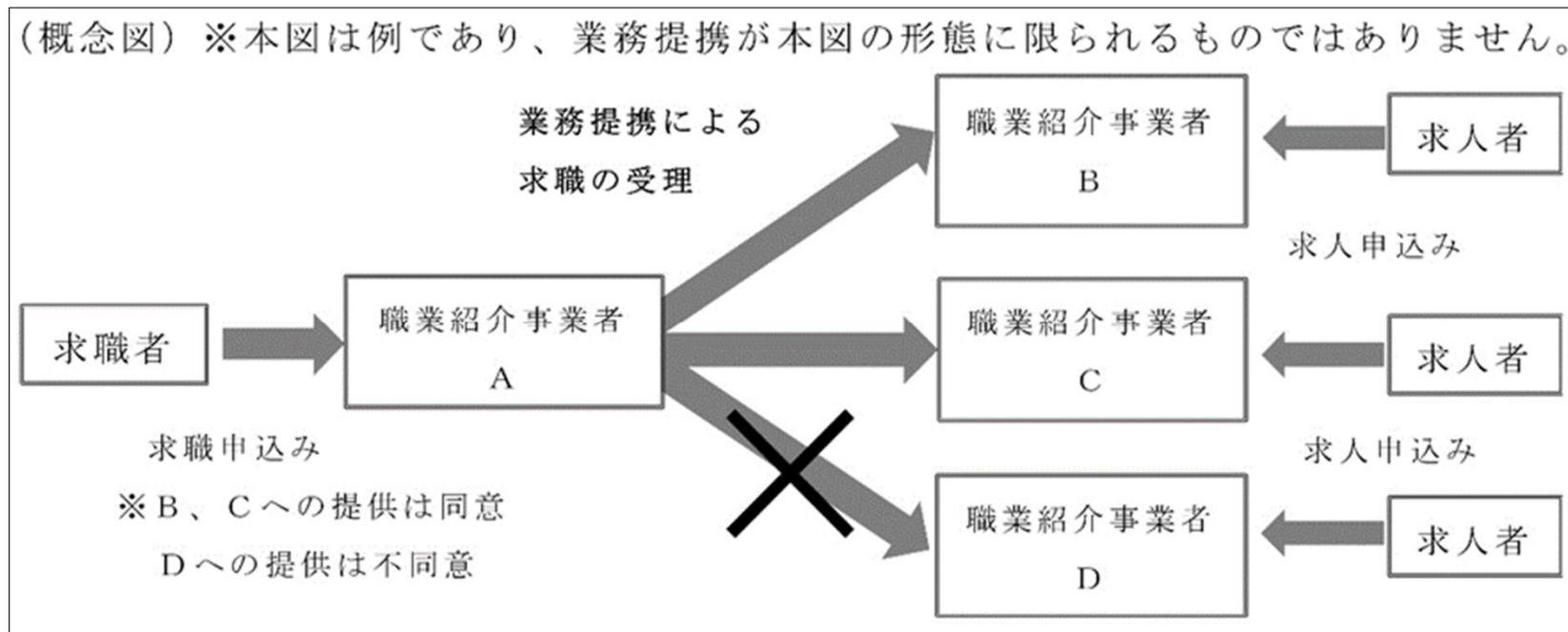
③ 手数料管理簿(徴収完了後 2 年間保存)

- ・ 手数料を払う者の氏名 又は 名称
- ・ 徴収年月日
- ・ 手数料の種類
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の算出根拠

4. 職業紹介事業の運営

(12) 職業紹介事業者間の業務提携 (許可条件)

業務提携とは、自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の職業紹介事業者を提供し当該他の職業紹介事業者があっせんを行うことです。業務提携における留意点を確認します。



- 業務提携を行う事業者は全て、許可を得て適法に職業紹介事業を行う事業者である必要があります。
- 求職者に対する労働条件等の明示は、当該求職の申込みを直接受理した事業者が行うべきものです。

次のページに続きます。²⁷

4. 職業紹介事業の運営

(12) 職業紹介事業者間の業務提携（許可条件）

- 業務提携した職業紹介事業者間で取り扱う求人等は、正確かつ最新の内容に保つ必要があります。
- 個人情報の取扱いに係る義務や守秘義務等は、業務提携により情報を取り扱う全ての職業紹介事業者に課せられます。
- 求人（求職）を他の職業紹介事業者等に提供する場合、あらかじめ求人者（求職者）に次の事項を明示し、同意を得て行う必要があります。
 - ・提供先事業者の事業所名称、所在地、許可番号等
 - ・提供先事業者の取扱職種の範囲等の明示事項
 - ・提供先事業者が「人材サービス総合サイト」に掲載すべき情報 等
- 求人者（求職者）の同意を得て提供した求人（求職）を、提携先は原則不受理にできません。
- 紹介手数料は、あつせんした事業者が、当該手数料の定め範囲で徴収しますが、事後的に提携事業者間での配分も可能です。
- 業務提携で受理した求人求職も管理簿に登載する必要があります。

4. 職業紹介事業の運営

(13) 国外にわたる職業紹介 (許可条件)

国外にわたる職業紹介とは、

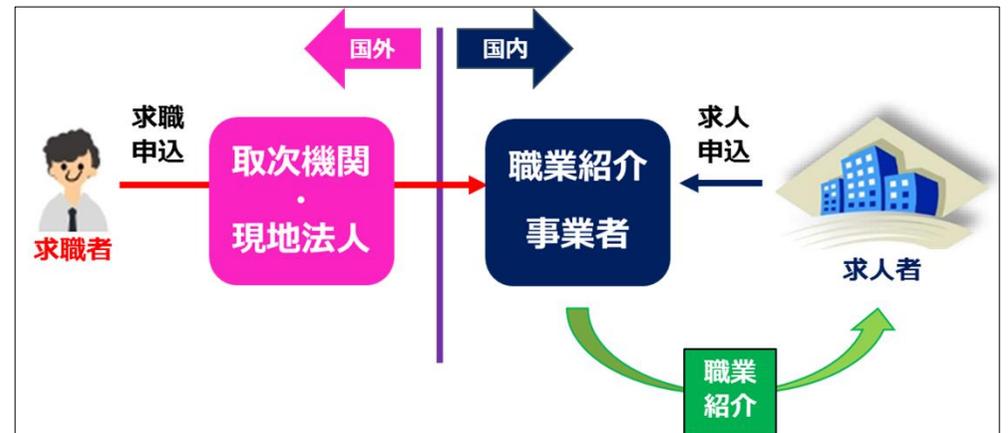
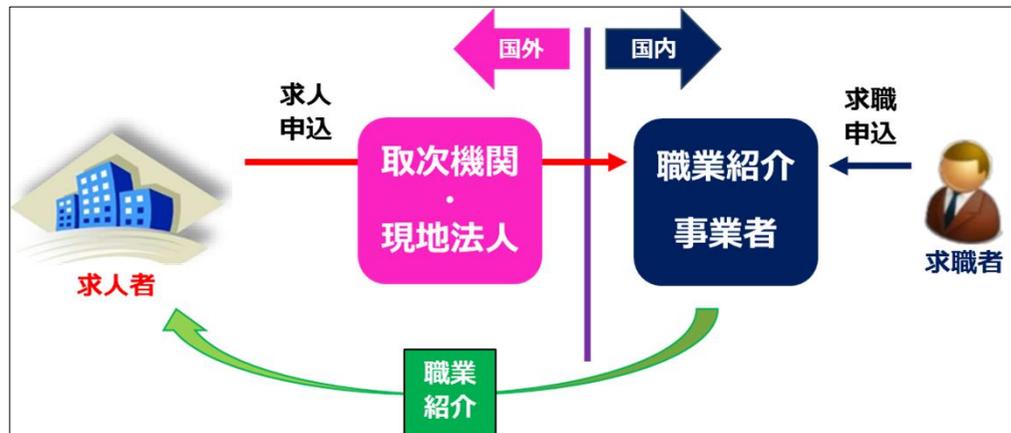
「国外に所在する求人者」と「国内に所在する求職者」との間

または

「国外に所在する求職者」と「国内に所在する求人者」との間

における職業紹介事業のことです。

紹介行為の一部が日本で行われる場合に、法の規制が及びます。



- 国外にわたる職業紹介を行う場合には、「取扱職種の範囲等」として相手先国を届け出ること、国外の取次機関を申告することが必要です。
- 入管法その他の出入国に関する法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介事業を行わなければなりません。

次のページに続きます。²⁹

4. 職業紹介事業の運営

(13) 国外にわたる職業紹介 (許可条件)

- 入管法その他の出入国に関する法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介事業を行わなければなりません。
求職申込みに当たり在留カード等で在留資格や期間を確認するなどし、不法就労をあっせんすることがないように留意してください。
- 求職者に渡航費用その他の金銭貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対しての職業紹介はできません。
- 次の取次機関は利用できません。(該当しないことを書面等で確認)
 - ・相手先国で活動を認められていない取次機関
 - ・求職者の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約等を締結し、又は求職者に対して渡航費用等を貸し付ける取次機関
- 職業紹介に関し、求職者が他者に財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約等を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行ってははいけません。

4. 職業紹介事業の運営

(14) 有害業務に係る求人広告への対応 (令和7年2月追加)

いわゆる闇バイトなどの有害広告の掲載を予防するため、下記のように掲載前の確認を行うとともに、違法・有害と疑われる業務である場合には内容等について十分に確認するなどに対応をお願いします。

- 新規のサービス利用求人者については、対面やホームページの確認、公的書類を提出させるなどで存在事実、事業実態を確認する。
- 求人広告に違法・有害な業務であることを示唆する表現（闇バイト等）や犯罪の実行者の募集を示唆する表現（受け子等）が含まれていないかを検知するためのシステムを導入したり、求人広告を目視で確認するなどして、求人広告内容を確認する。
- 有害業務や違法・有害と疑われる業務に係る求人広告が掲載されていないかについて、定期的に自主点検を行い、有害業務や違法・有害と疑われる業務に係る求人広告が掲載されていることを発見した場合は、直ちに当該広告の削除や公開の停止、労働者が応募できないようにする措置を講じ、所管の労働局及び警察本部に通報してください。

ご清聴ありがとうございました。

これにて終了となりますが、最後にアンケートへのご回答にご協力ください。



職業紹介事業等に関するご相談は、こちらまで

山形労働局 職業安定部 需給調整事業室
住 所 山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階
電 話 023(676)4618